



条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回臨時会資料)

令和8年1月30日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 1号	美濃加茂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	1
議第 2号	美濃加茂市乳児等通園支援事業の実施に関する条例について	3
議第 3号	美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4

〔議第 1 号〕

美濃加茂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

【議案書：19頁】

◎ 改正の概要

○ 法令制定改正情報

公布された法令	・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）
条例改正に影響する施行日	令和8年4月1日
改正された法令	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）
制定された法令	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（以下「内閣府令」という。）
条例改正に影響する条等	・法第46条及び第54条の3 ・内閣府令の全て

○ 条例制定の趣旨

法の改正及び内閣府令の制定に伴い、条例を制定するものです。

◎ 条例の概要

法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌した結果、内閣府令で定める基準のとおり市の基準を定めます。

◎ 条例の構成

- 趣旨（第1条）
- 定義（第2条）
- 一般原則（第3条）
- 暴力団の排除（第4条）
- ※○ 利用定員（第5条）
- ※○ 面談（第6条）
- ※○ 正当な理由のない提供拒否の禁止（第7条）
- ※○ あっせん及び要請に対する協力（第8条）
- 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認（第9条）

- 乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第10条）
 - 心身の状況等の把握（第11条）
 - 特定教育・保育施設等との連携（第12条）
 - 特定乳児等通園支援の提供の記録（第13条）
 - ※○ 支払（第14条）
 - 乳児等支援給付費の額に係る通知等（第15条）
 - ※○ 特定乳児等通園支援の取扱方針（第16条）
 - 特定乳児等通園支援に関する評価等（第17条）
 - 相談及び援助（第18条）
 - 緊急時等の対応（第19条）
 - 乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知（第20条）
 - 運営規程（第21条）
 - 勤務体制の確保等（第22条）
 - 利用定員の遵守（第23条）
 - 掲示等（第24条）
 - ※○ 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第25条）
 - ※○ 虐待等の禁止（第26条）
 - ※○ 秘密保持等（第27条）
 - 情報の提供等（第28条）
 - 利益供与等の禁止（第29条）
 - 苦情解決（第30条）
 - 地域との連携等（第31条）
 - ※○ 事故発生の防止及び発生時の対応（第32条）
 - 会計の区分（第33条）
 - 記録の整備等（第34条）
 - 電磁的記録等（第35条）
 - 附則
- ※内閣府令に従うべき基準。それ以外は参酌すべき基準

◎ 施行期日

この条例は、令和8年2月1日から施行します。

〔議第2号〕

美濃加茂市乳児等通園支援事業の実施に関する条例について

【議案書：30頁】

◎ 制定の趣旨

令和8年度から市が乳児等通園支援事業を実施することに関し、必要な事項を定める条例を制定するものです。

◎ 条例の構成

- 実施施設 市立の保育園、認定こども園又は子育て支援拠点施設のうち規則で定める施設
- 利用定員 1時間当たりの利用定員は、実施する施設ごとに規則で定めます。
- 休業日 美濃加茂市の休日(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始)
- 実施時間
 - ① 午前9時30分から午前11時30分まで
 - ② 午後1時から午後3時まで
- 利用時間 児童1人につき1回当たり2時間とし、1月につき10時間を上限とします。
※ 乳児等支援支給認定証記載の認定時間内での利用となります。
- 利用料 児童1人につき1回当たり600円とします。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

〔議第 3 号〕

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

【議案書：32頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 9 6 号）
条例改正に影響する施行日	令和 8 年 4 月 1 日
改正された法令	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）
条例改正に影響する条	第 1 条、第 9 条、第 1 0 条、第 1 3 条、第 1 6 条、第 1 8 条、第 2 0 条、第 2 2 条の 2、第 2 6 条及び第 2 7 条

○ 条例改正趣旨

内閣府令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 見出しの整理（第 1 0 条及び第 1 4 条関係）

第 1 0 条の見出しを「乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件」に改め、第 1 4 条の見出しを「児童虐待の禁止」に改めます。

○ 字句の整理（第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 4 条及び第 1 9 条関係）

「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めます。

○ 字句の整理（第 1 7 条関係）

「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に、「並びに」を「その他の」に改めます。

○ 字句の整理（第 2 1 条関係）

「利用定員」を「利用定員（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」に改めます。

○ 設備及び職員の基準の特例の追加（第 2 3 条の 2 関係）

第 2 3 条の後に次の 1 条を追加します

第 2 3 条の 2 子ども・子育て支援法第 3 0 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

○ 後段の削除（第 27 条関係）

後段の「この場合において、第 24 条及び第 25 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。」を削ります。

○ 字句の整理（第 28 条関係）

「その職員は」を「その乳児等通園支援事業所の職員は」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。